

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松田 全弘	天理市長柄町七二四
〃	飯田 重行	〃 〃 六八〇
〃	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	飯田 雄一	〃 長柄町七七〇
〃	白川 宗和	〃 〃 八四六
〃	九井 隆	〃 〃 五九七
監事	白川 信夫	〃 〃 八三二
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四
〃	橋本 芳實	〃 〃 六四六―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥田 圭一	天理市長柄町五八四―二
〃	飯田 啓	〃 〃 八四七
〃	飯田 時夫	〃 西長柄町二〇一―二
〃	森継 隆	〃 〃 三九九―二
〃	村田 充弘	〃 長柄町七二〇
〃	森継 昭	〃 〃 六七七
監事	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	西田 智也	〃 長柄町七一九
〃	橋本 芳實	〃 〃 四一三―二